

## 津市津港区振興事業補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第176号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重要港湾である津松阪港（津港区）の振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「津港区振興事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、津松阪港（津港区）の振興に係る事業で市長が必要と認めるもの（以下「振興事業」という。）を行う団体（以下「団体」という。）に対して、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、振興事業の規模等を勘案し、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、振興事業を行う日の前日とする。

(添付書類)

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体が存在していることを証する規約、会則その他これらに類する書類
- (2) 団体に係る事業概要書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。